

## 会員の除名について

**提案：** 豊会員(第19期運営委員長、第21期運営委員・事務局長など)を、  
会則第7条の規定に則り、永久的に除名する。

**提案理由：** 会員は長年にわたり運営委員の地位にあり、運営委員長、編集委員長、事務局長など学会の重要な任務に就いてきた。

ところが在任中には、虚偽の説明、意図的な不作為、開示すべき情報の隠蔽、偏見に満ちた発言、不適切な提案などを繰り返し、学会の円滑かつ適切な運営を妨害した。これらは、会則第7条の第2項「本学会に対する重大な名誉棄損または、運営に対する大きな妨害」に相当する。

就いていた地位が重く、事象が多数発生し、さらに言を左右にして責任逃れを謀るなど、反省の色も見られないため永久的な除名に値する。

次に、最近の事象の一部のみを例示する。

一、 会員は第19期運営委員長の職にあったとき、複数の会員からの問い合わせや提案を無視し、長期間にわたり放置した。このためある会員が抗議文と、メーリングリスト閲覧を求める文書を全運営委員に送付するに至った。 会員はこの行為により、学会運営への不信を醸成した。

一、印刷済みの機関誌が屋外に放置されているのを、たまたま訪れた会員が発見し、運営委員会に抗議した。このとき 会員は、運送業者から「ドアの前に置いた」との報告を受けたと説明した。しかし事実は、搬入先が留守との電話連絡を受けた 会員が、屋外に置くことを許諾していた。 会員は業者に責任を転嫁するこの虚偽報告で、学会運営に混乱をもたらした。

一、第19期運営委員会と編集委員会では、対面での会議の他にメーリングリストを用いて議論や決定を行っていた。運営委員長の 会員が管理者であった。ところが 会員は、第20期になっても、パスワードを次の責任者に引き継がなかった。さらに、度々重なる要請を受けてもパスワードの告知を拒み続け、メーリングリスト上のやり取りを第20期の運営委員に秘匿しつつ、独断で自からの管理する新メーリングリストを作成した。その後、第20期運営委員選出以降の旧メーリングリスト上の議論はそこに転送すると表明したが、この約束を果たさなかった。これらにより 会員は、第20期運営委員会の学会運営を妨害した。

一、 会員は、平成25年の大連大会で協力を仰いだ他学会の会長に、些細な表現上の問題を執拗に抗議した。このため、一時、その学会との協力関係が危うくなった。 会員はこれにより、学会の名誉を傷つけ、学会運営に混乱をもたらした。

一、学会のメーリングリストをめぐる 会員の不作為、隠蔽行為などにつき、第20期運営委員長の依頼を受けた運営委員が 会員の職場を訪れ交渉したことがあった。この件をめぐる 会員は、虚偽と誇張を加えた報告を行なった。また訪問した会員は「アスペルガー障害+双極性感情障害」なので「プライバシーにも考慮しないとイケない」とのメールを、複数の運営委員に送った。この行為は、精神障害の診断名を根拠なく濫用したもので、当該運営委員の名誉を棄損している。さらに、言葉のうえでは人権に配慮するかと見せつつ、偏見を誘導する発言となっている。これらにより 会員は学会の運営を混乱させ、名誉を棄損した。

一、 会員は、学会が分担金の拠出を行なっている業界団体・精神保健従事者団体懇談会(略称；精従懇)に、学会代表として長年参加してきた。しかしながら、相当期間にわたり報告を怠り、また精従懇としての決定にからみ、運営委員会や会員の意見を聴取し反映する努力を怠った。ことに平成25年には、同年秋の『第7回精神保健フォーラム』(精従懇主催)の準備状況について、運営委員会に対し虚偽の報告を行ない、精従懇活動への学会としての取り組みを阻害した。